パブリックコメント開始以降に生じた修正点一覧（修正箇所は、「修正前」又は「修正後」欄に下線で示している。）

NO.	頁数	行数	修正前	修正後	修正理由
1	4	9	同法附則第五条に規定する共用空港運営権者及び同法附則第十六条第一項に規定する特定地方管理空港運営者をいう。	同法附則第五条に規定する共用空港運営権者及び同法附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者をいう。	法令引用箇所の誤りのため。
2	6	29	オーバーツーリズムの問題を回避しつつ持続的に観光客を受入れながら、その効果を日本全体へ波及させていくためには、航空ネットワークを生かした地方誘客により、訪日外国人旅行者のフローを構造的に変えていく必要があり、玄関口となる空港が、広域的な移動を支える基幹的な交通ネットワークの構築に寄与していくことが求められている。	オーバーツーリズムの課題を回避しつつ持続的に観光客を受入れながら、	表現の適正化のため。
3	7	28	③　空港の積極的な活用により、外国人旅行者の受入拡大や産業の促進を図り、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に資するとともに、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることとする。	③　空港の積極的な活用により、訪日外国人旅行者の受入拡大や各地域の産業クラスター形成の促進を図り、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に資するとともに、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることとする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

4	10	5	なお、空港は、上記のとおり、空港管理者のみならず、極めて多様な主体がその整備及び運営に関わっていることから、例えば、関係者の協議により空港の将来ビションを策定する等を通じて、全体最適の観点から相互の連携・協力を確保することで、必要な取組を計画的に進めていくことが望ましい。	なお、それぞれの空港が置かれている環境や直面する課題は大きく異なっている。そのため、空港管理者及び空港運営権者や関係地方公共団体が中心となって、関係者の協議により各空港の将来ビジョンを策定すること等を通じて、２の「目標」に掲げた６つの目標の内容を具体化・明確化するとともに、上記のそれぞれの主体がどのような役割を果たすべきかを整理することで、全体最適の観点から関係者の連携・協力を通じて必要な取組を計画的に進めていくことが望ましい。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
5	11	14	②　離島空港については、島民生活の安定や離島振興などの観点から、航空ネットワークの維持や活性化等を図るために必要な施設整備等を着実に推進することとする	②　離島空港については、島民生活の安定や離島振興、有人国境離島の保全などの観点から、航空ネットワークの維持や活性化等を図るために必要な施設整備等を着実に推進することとする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
6	12	25	③　都市間を効率的に結ぶ航空物流拠点の形成、訪日外国人旅行者の受入拡大を含む国際観光交流の促進等を図る観点から、増大する航空需要等に対応したターミナル諸施設の機能向上を推進する。	③　国内外の都市間を効率的に結ぶ航空物流拠点の形成の観点や、混雑・集中問題を回避しつつ、訪日外国人旅行者の受入拡大を含む国際観光交流の促進等を図る観点等から、増大する航空需要等に対応したターミナル諸施設の機能向上を推進する。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

7	13	1	多様化・高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、我が国の国際競争力の強化や地域の活力の向上といった喫緊の課題についても空港として果たしうる貢献を行うべく、空港管理者、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、相互に連携し、安全な運航の確保、保安・防災面における対応能力の強化、環境への配慮を前提に、今後は、空港の収支状況等を踏まえながら、情報開示・透明化等を通じた空港運営の効率化・提供サービスの高度化を図り、利用促進のための措置を講じ、ネットワークの維持・強化につながるような運営に努めることとする。	多様化・高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、我が国の国際競争力の強化や地域の活力の向上といった喫緊の課題についても空港として果たしうる貢献を行うべく、空港管理者、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、相互に連携し、安全な運航の確保、保安・防災面における対応能力の強化、環境への配慮を前提に、空港の収支状況等を踏まえながら、情報開示・透明化等を通じた空港運営の効率化・提供サービスの高度化を図り、利用促進のための措置を講じ、ネットワークの維持・強化につながるような運営に努めることとする。	表現の適正化のため。
8	13	10	また、地域の事情・特色を踏まえて関係地方公共団体、関係事業者等と協力し、利用者便益の増進に努めるほか、協議会の活用等により空港を中心とした地域の活力向上を図る等、ハード・ソフトの組み合わせによる空港運営の強化を推進することとする。	また、空港は、空港そのものが観光客の来訪目的施設になるほか、地域住民の日常生活の中で移動目的以外の来訪施設となり得ることも踏まえ、地域の事情・特色を踏まえて関係地方公共団体、関係事業者等と協力し、利用者便益の増進に努めるほか、協議会の活用等により空港を中心とした地域の活力向上を図る等、ハード・ソフトの組み合わせによる空港運営の強化を推進することとする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

9	13	29	②　訪日外国人旅行者の更なる地方誘客に当たり、地方空港への国際線の就航拡大と、地方空港と拠点空港を結ぶ国内線の利用促進との双方が必要になることも念頭に、内外の航空路線の誘致等、関係者と一体となった空港全体のマネジメントを推進することとする。	②　訪日外国人旅行者の更なる地方誘客に当たっては、地方空港への国際線の就航拡大と、地方空港と拠点空港を結ぶ国内線の利用促進との双方が必要であることを念頭に、魅力的なデスティネーション形成や新たな旅行需要の創出と併せて地域全体で必要な取組が進められるよう、地方公共団体や地元経済界はもとより、DMO（観光地域づくり法人）等とも密接に連携した空港マネジメントを推進することとする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
10	14	6	③　特に離島については、島民生活の安定や離島振興などの観点から、島民の足の確保や観光客誘致による需要拡大に向けた努力を行うなど離島航空路の利用の促進策やそれに対応した空港・地域の受け入れ体制の強化に、これまでの離島航空路維持のための方策と併せて努めることとする。	③　特に離島については、島民生活の安定や離島振興、有人国境離島の保全などの観点から、これまでの離島航空路維持のための方策と併せて、島民の利用負担の軽減や観光客誘致による需要拡大など、離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入体制の強化に努めることとする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
11	16	23	②　深夜早朝便に対応した交通アクセスの確保に向け、アクセス交通事業者と連携協調して取り組むほか、空港からの鉄道の輸送力強化・速達化、バス、タクシー等の乗降場の容量拡大・適正配置等空港へのアクセス交通改善を図るとともに、その利用促進に努めることとする。	②　深夜早朝便にも対応した交通アクセスの確保に向け、アクセス交通事業者と連携協調して取り組むほか、空港からの鉄道の輸送力強化・速達化、バス、タクシー等の乗降場の容量拡大・適正配置等空港へのアクセス交通改善や、その利用促進を図ることで、多様な旅客需要に対応した空港アクセスの確保に努めることとする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

12	17	3	④　自家用車を利用した空港来訪者の増加による空港駐車場の混雑が課題となっているため、関係地方公共団体、空港会社、駐車場運営者、アクセス交通事業者等の空港関係者と連携し、料金施策による需要コントロールや駐車場の機能強化、公共交通の利用促進等を通じた混雑緩和に取り組む。また、レンタカー等を利用した空港来訪者の増加に伴い新たな機能確保への配慮が求められていることから、レンタカーの営業拠点や乗降場、駐車場の適正配置等の利便性向上に努めることとする。さらに、空港においていわゆる白タク行為や、ルールに従わないレンタカーの貸渡し等が行われないよう、空港関係者が共同して取り組むこととする。	④　自家用車を利用した空港来訪者の増加による空港駐車場の混雑が課題となっているため、関係地方公共団体、駐車場運営者、アクセス交通事業者等の空港関係者と連携し、料金施策による需要マネジメントや混雑情報の発信の強化、立体駐車場の整備等による駐車可能台数の拡大、公共交通の利用促進等の対策に総合的に取り組む。併せて、担い手の確保が課題となっている空港関係従事者の駐車スペースの確保にも取り組む必要がある。また、レンタカー利用者の増加に対応して、レンタカーの営業拠点や乗降場、駐車場の適正配置等の利便性向上にも配慮することとする。さらに、空港においていわゆる白タク行為や、ルールに従わないレンタカーの貸渡し等が行われないよう、空港関係者が共同して取り組むこととする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
13	18	16	⑪　公共交通機関である航空や公共施設である空港の円滑な運営の観点から、利用者側の理解や協力についても、積極的に呼び掛けていくこととする。	⑪　公共交通機関である航空や公共施設である空港の円滑な運営の観点から、例えば、遅延回避のための円滑な搭乗に資する利用者側の理解や協力についても、積極的に呼び掛けていくこととする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

14	19	6	これらのため、航空物流機能の強化を図るための取組について、利用者たる貨物運送事業者、貨物取扱事業者のニーズも適確に踏まえつつ、我が国の国際競争力や地域の活力の向上につながることを念頭に、貨物取扱地区の確保や高機能化をはじめとする空港貨物地区内の物流機能向上のために必要な措置を行うほか、国際トランジット貨物便の誘致、深夜貨物便による空港の利活用の推進、地方空港の戦略的活用、物流のデジタル化を通じた関係者が一元的に情報共有できる環境の整備、税関関連事務の簡素化等に向けて、積極的に対処することとする。	これらのため、航空物流機能の強化を図るための取組について、道路、港湾、鉄道等の他の輸送モードに係るインフラとの連携を念頭に、利用者たる貨物運送事業者、貨物取扱事業者のニーズも適確に踏まえつつ、我が国の国際競争力や地域の活力の向上につながることを見据え、貨物取扱地区の確保や高機能化をはじめとする空港貨物地区内の物流機能向上のために必要な措置を行うほか、国際トランジット貨物便の誘致、深夜貨物便による空港の利活用の推進、地方空港の戦略的活用、物流のデジタル化を通じた関係者が一元的に情報共有できる環境の整備、税関関連事務の簡素化等に向けて、積極的に対処することとする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
15	20	28	こうした観点から、空港管理者その他の関係者は、旅客の保安検査の実施主体について、航空運送事業者等から、空港特性を十分に把握し空港を一元的に管理する立場の空港管理者・空港運営権者へ順次移行すべく、計画的に調整を進めることとする。さらに、国管理空港・地方管理空港においては、より適切な保安検査の実施の観点から、各空港の実情を踏まえつつ、空港管理者からターミナルビル事業者への保安検査業務に係る事務委任について、空港ごとに検討を進める。	こうした観点から、旅客の保安検査の実施主体について、航空運送事業者等から、空港特性を十分に把握し空港を一元的に管理する立場の空港管理者及び空港運営権者へ順次移行すべく、計画的に調整を進めることとする。さらに、国管理空港・地方管理空港においては、より適切な保安検査の実施の観点から、各空港の実情を踏まえつつ、空港管理者からターミナルビル事業者への保安検査業務に係る事務委任について、空港ごとに検討を進める。	表現の適正化のため。

16	21	18	⑤空港は不法入国の水際阻止や新型コロナウイルス感染症等に関する水際対策等における前線拠点であり、これらの適切な運用が、我が国と国民生活の安全と国民の安心をもたらすものである。このため、不法入国の防止、感染症に関する水際対策、空港への不法侵入の防止対策等の重要性について、利用者の理解を得るよう努めるとともに、こうした対策に当たり、空港施設を柔軟に運用するなど、臨機応変な対応が取れるよう、内閣感染症危機管理統括庁、ＣＩＱ、警察、消防等関係機関との連携強化を図ることとする。	⑤空港は不法入国の水際阻止や新型コロナウイルス感染症等に関する水際対策等における前線拠点であり、これらの適切な運用が、我が国と国民生活の安全と国民の安心をもたらすものである。このため、不法入国の防止、感染症や動植物検疫に係る水際対策、空港への不法侵入の防止対策等の重要性について、利用者の理解を得るよう努めるとともに、こうした対策に当たり、空港施設を柔軟に運用するなど、臨機応変な対応が取れるよう、内閣感染症危機管理統括庁、ＣＩＱ、警察、消防等関係機関との連携強化を図ることとする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
17	21	28	⑦　自然災害発生時、空港は救急・救命活動や緊急物資・人員の輸送拠点として重要な役割を担うため、速やかにその機能を確保する必要がある。このため、空港関係者が一体となり、事業継続計画「Ａ２（Ａｄｖａｎｃｅｄ／Ａｉｒｐｏｒｔ）－ＢＣＰ」を策定し、関係者やアクセス事業者、近隣空港との連携を強化する。さらに、平時から訓練を実施し、計画の実効性を高めるとともに、不断の見直しを図ることで、災害時に迅速かつ円滑な対応を可能にする。	自然災害発生時、空港は救急・救命活動や住民避難、緊急物資・人員の輸送の拠点として重要な役割を担うため、速やかにその機能を確保する必要がある。このため、空港関係者が一体となり、事業継続計画「Ａ２（Ａｄｖａｎｃｅｄ／Ａｉｒｐｏｒｔ）－ＢＣＰ」を策定し、関係者やアクセス事業者、近隣空港との連携を強化する。さらに、平時から訓練を実施し、計画の実効性を高めるとともに、自然災害の激甚化・頻発化等の環境の変化も踏まえ、不断の見直しを図ることで、災害時に迅速かつ円滑な対応を可能にする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

18	22	27	空港運営に伴う地球環境や地域環境への影響を低減させ、空港の持続可能性を確保するため、空港においても、環境の保全及び良好な環境の創造を推進する施策を行う必要がある。このため、次の施策に積極的に取り組むこととする。	空港分野においては、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成も視野に、空港運営に伴う地球環境や地域環境への影響を低減させ、空港の持続可能性を確保するため、環境の保全及び良好な環境の創造を推進する施策を行う必要がある。このため、次の施策に積極的に取り組むこととする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
19	23	12	②　航空脱炭素化推進基本方針に基づき、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現に向け、空港施設・空港車両の省エネルギー化、空港への再生可能エネルギーの導入等、空港における脱炭素化を推進することとする。具体的には、航空灯火のＬＥＤ化、空港車両のＥＶ・ＦＣＶ化、ＧＰＵ（地上動力設備）の利用促進、太陽光発電等の地域特性を考慮した再生可能エネルギーの導入等に取り組むこととする。	②　いわゆるＥＳＧ投資の機運が高まっている中、航空脱炭素化推進基本方針に基づき、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現に向け、空港施設・空港車両の省エネルギー化、空港への再生可能エネルギーの導入等、空港における脱炭素化を推進することとする。具体的には、航空灯火のＬＥＤ化、空港車両のＥＶ・ＦＣＶ化、充電設備の導入、ＧＰＵ（地上動力設備）の利用促進、太陽光発電等の地域特性を考慮した再生可能エネルギーの導入等に取り組むこととする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

20	23	25	今後も拡大する世界の航空需要を取り込み、空港機能を持続可能な形で維持・発展させていくためには、顔認証、自動化、ＡＩ等の最新技術を積極的に取り込みつつ、自動チェックイン機やスマートレーン等の旅客の搭乗関連手続きの円滑化・迅速化、自動運転トーイングトラクターや自動ボーディングブリッジ等の先進資機材の導入等グランドハンドリング業務の省人化・省力化に貢献するＤＸ技術の実装化を、空港においてスピード感を持って進め、応需能力の自立的な拡大が図れるように取り組む必要がある。このためには、空港管理者や空港運営権者が中心となり、官民の関係者が連携して取り組んでいくことが重要であるとともに、国においても、必要に応じて規制・制度の見直しや支援等の実施について、積極的に検討していくべきである。	今後も拡大する世界の航空需要を取り込み、空港機能を持続可能な形で維持・発展させていくためには、顔認証、自動運転、ＡＩ等の最新技術を積極的に取り込みつつ、自動チェックイン機やスマートレーン等による旅客の搭乗関連手続きの円滑化・迅速化や、自動運転トーイングトラクターや自動ボーディングブリッジ等によるグランドハンドリング業務の省人化・省力化といった空港関係業務のイノベーションを官民が連携して進める必要がある。 こうした空港ＤＸ技術の本格実装化のため、空港管理者や空港運営権者が中心となり必要なインフラ整備に取り組むほか、国においても、規制・制度の見直しや技術開発、導入事業者に対する支援の実施等について積極的に取り組んでいくべきである。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

21	26	2	ロ　施設の安定的かつ適正な提供を可能とする「十分な経理的基礎及び技術的能力」として、事業遂行に向けた資金調達方策の確立、旅客取扱施設利用料等の利用者負担の適正化に向けた取組、区分経理の実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保、利便性向上施策、脱炭素化を含む環境負荷の低減、空港ＤＸの推進、協議会への積極的な対応、地域との連携のための取組等を十分に行えるものであること等を確認すること。あわせて、ガバナンス（企業統治）の確保に向けた取組が行われていることを確認すること。	ロ　施設の安定的かつ適正な提供を可能とする「十分な経理的基礎及び技術的能力」として、事業遂行に向けた資金調達方策の確立、旅客取扱施設利用料等の利用者負担の適正化に向けた取組、区分経理の実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保、利便性向上施策、脱炭素化を含む環境負荷の低減、空港ＤＸの推進、協議会への積極的な対応、地域との連携のための取組等を十分に行えるものであること等を確認すること。併せて、ガバナンス（企業統治）の確保に向けた取組が行われていることを確認すること。	表現の適正化のため。
22	27	19	これまでも、各空港においては、航空路線の維持活性化に向け、創意工夫を凝らし、航空運送事業者との連携、観光関係団体等との協調的取組等により、空港の利用促進に取り組んできている。また、離島空港においては、島民生活の安定や離島振興などの観点から、離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入体制の強化に取り組んできている。	これまでも、各空港においては、航空路線の維持活性化に向け、創意工夫を凝らし、航空運送事業者との連携、観光関係団体等との協調的取組等により、空港の利用促進に取り組んできている。また、離島空港においては、島民生活の安定に加え、離島振興や有人国境離島の保全などの観点もあることから、離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入体制の強化に取り組んできている。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

23	28	14	また、処遇改善や労働環境の改善等により必要な人材を確保し従業員のモチベーションの向上に努めていくことが重要であり、そのためにも、この分野では一部に多重委託構造も見られるところ、委託側と受託側の間における取引の適正化が求められる。	また、担い手不足が深刻化する中、処遇改善や労働環境の改善等により必要な人材を確保し従業員のモチベーションの向上に努めていくことが重要であり、そのためにも、この分野では一部に多重委託構造も見られるところ、委託側と受託側の間における取引の適正化が求められる。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。
24	28	24	さらに、突然の運休や減便に伴う需要変動リスクについて、路線誘致等を図る空港管理者や空港運営権者、関係地方公共団体をはじめとする関係者が連携して適切に分担するなどの取組が期待される。 こうした取組が適切に行われるよう、空港管理者や空港運営権者、空港機能施設事業者が中心となって、関係者による協議の場を設けるなど、空港全体として取組が進むよう、リーダーシップを発揮することが重要である。	さらに、突然の運休や減便等に伴う業務量の変動リスクについて、路線誘致等を図る空港管理者や空港運営権者、関係地方公共団体をはじめとする関係者が連携して適切に分担するなどの取組が期待される。 こうした取組が空港全体で適切に行われるよう、空港管理者及び空港運営権者は、関係者による協議の場を設けるなど、積極的にリーダーシップを発揮し、トータルとして空港サービスの提供が改善するよう取り組んでいくことが重要である。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。

25	29	14	このため、関係者の理解と協力を求めつつ、空港管理者が中心となって、空港利用者の便益の増進等の実現を図るべく、空港管理者、空港運営権者、空港機能施設事業者、航空運送事業者、アクセス交通事業者、関係地方公共団体等各々の空港の置かれた状況も反映した様々な関係者を構成員とする協議会を通じた取組を推進することとする。	このため、空港管理者が中心となって、空港利用者の便益の増進等の実現を図るべく、空港管理者、空港運営権者、空港機能施設事業者、航空運送事業者、アクセス交通事業者、関係地方公共団体等各々の空港の置かれた状況も反映した様々な関係者を構成員とする協議会を通じた取組を推進することとする。	表現の適正化のため。
26	30	15	また、空港を活用した観光振興・物流高度化等による地域の活力向上を図るため、空港管理者、空港運営権者、アクセス交通事業者、関係地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体、による連携した取組の推進が重要であり、第三13の「協議会の活用」に掲げる内容のとおり、協議会制度の活用にも積極的に取り組むこととする。	また、空港を活用した観光振興・物流高度化等による地域の活力向上を図るため、空港管理者、空港運営権者、アクセス交通事業者、関係地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体、ＤＭＯ等による連携した取組の推進が重要であり、第三13の「協議会の活用」に掲げる内容のとおり、協議会制度の活用にも積極的に取り組むこととする。	交通政策審議会航空分科会委員指摘を受けた修正のため。